

各私立幼稚園設置者 }  
各幼稚園型認定こども園設置者 } 殿

鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課長

幼稚園等におけるマスク着用について（依頼）

各施設におかれましては、これまでも「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところですが、マスク着用に関して、下記の事項について、適切に対応して下さるようお願いいたします。

記

1. 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」（2021. 11. 22 Ver. 7）
  - 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。  
なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。  
なお、幼児本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用する必要はないこと。（WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）
2. マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について（厚生労働省ホームページ）
  - WHOの「COVID-19に関連した地域社会の子どものためのマスク使用に関するアドバイス」においては、「発達上の障害や他の障害、またはマスク着用に支障をきたす可能性のある特定の健康状態をもつ子どもに対しては、マスクの使用を強制するべきではない」「フェイスシールドなどのマスク着用に代わる選択肢を与えるべき」としています。
3. マスクを着用しないことによって差別やいじめなどが起きることのないようにしてください。
4. これらについて、保護者等へ周知してください。

<問合せ先>

くらし保健福祉部子育て支援課

認可・指導係 電話 099-286-2553

各市町村保育所等所管課長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課長

保育所等におけるマスク着用について（依頼）

各市町村におかれましては、これまでも「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A」等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところですが、マスク着用について適切な対応が図られるよう、管内の保育所、放課後児童クラブ等に対して、下記の事項の周知をお願いします。

記

- 1 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十一報）  
（令和3年9月21日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）

問18. 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。

○ 子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。

特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。

2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）

- 2 マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について  
（厚生労働省ホームページ）

○ WHOの「COVID-19に関連した地域社会の子どものためのマスク使用に関するアドバイス」においては、「発達上の障害や他の障害、またはマスク着用に支障をきたす可能性のある特定の健康状態をもつ子どもに対しては、マスクの使用を強制すべきではない」「フェイスシールドなどのマスク着用に代わる選択肢を与えるべき」としています。

- 3 マスクを着用しないことによって差別やいじめなどが起きることのないようにしてください。
- 4 これらについて、保護者等へ周知してください。

<問合せ先>

くらし保健福祉部子育て支援課

認可・指導係（保育所等に関すること）

少子化対策係（放課後児童クラブ等に関すること）

電話 099-286-2553

電話 099-286-2800

各幼保連携型認定こども園設置者 } 殿  
各保育所型認定こども園設置者 }  
各地方裁量型認定こども園設置者 }

鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課長

幼保連携型認定こども園等におけるマスク着用について（依頼）

各施設におかれましては、これまでも「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A」や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところですが、マスク着用に関して、下記の事項について、適切に対応して下さるようお願いいたします。

記

1 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十一報）  
（令和3年9月21日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）

問18. 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。

○ 子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。

特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。

2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）

2 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」（2021.11.22 Ver.7）

○ 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。

なお、幼児本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用する必要はないこと。（WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）

3 マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について  
（厚生労働省ホームページ）

○ WHOの「COVID-19に関連した地域社会の子どものためのマスク使用に関するアドバイス」においては、「発達上の障害や他の障害、またはマスク着用に支障をきたす可能性のある特定の健康状態をもつ子どもに対しては、マスクの使用を強制すべきではない」「フェイスシールドなどのマスク着用に代わる選択肢を与えるべき」としてしています。

4 マスクを着用しないことによって差別やいじめなどが起きることのないようにしてください。

5 これらについて、保護者等へ周知してください。

<問合せ先>

くらし保健福祉部子育て支援課

認可・指導係 電話 099-286-2553

各認可外保育施設設置者 殿

鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課長

認可外保育施設におけるマスク着用について（依頼）

各施設におかれましては、これまでも「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるところですが、マスク着用に関して、下記の事項について、適切に対応して下さるようお願いいたします。

記

- 1 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるところ（第十一報）  
（令和3年9月21日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）

問18 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。

- 子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めています。

特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。

2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用せず、外すようにしてください。（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）

- 2 マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について  
（厚生労働省ホームページ）

- WHOの「COVID-19に関連した地域社会の子どものためのマスク使用に関するアドバイス」においては、「発達上の障害や他の障害、またはマスク着用に支障をきたす可能性のある特定の健康状態をもつ子どもに対しては、マスクの使用を強制すべきではない」「フェイスシールドなどのマスク着用に代わる選択肢を与えるべき」としています。

- 3 マスクを着用しないことによって差別やいじめなどが起きることのないようにしてください。

- 4 これらについて、保護者等へ周知してください。

<問合せ先>

くらし保健福祉部子育て支援課

認可・指導係 電話 099-286-2553